

中世の死体放置をめぐる

——考古学的研究の可能性——

Unburied corpses in medieval Japan:
the possibility of an archaeological study

武井 成実

<abstract>

Many researchers have indicated that corpses were generally left on the ground or indoors in medieval Japan. They note that people who chose the act of leaving an unburied corpse were generally commoners. That is, leaving a corpse unburied is one of the important elements that cannot be missed when studying the commoner funeral and grave system including funeral rites, the view of life and death and dying, among other aspects in medieval Japan. These aspects have rarely been part of the archeological record.

There is a great difference in the progress of this study between disciplines. There are fewer studies about leaving corpses unburied in archaeology as compared to classical philology and folklore, and there are few case reports based on excavation and other research. This is probably because the evidence of leaving an unburied corpse has rarely been recorded as archaeological material. I believe there may be much overlooked evidence in that the possibility of leaving a corpse unburied is beyond the scope of interest for archaeologists because the idea that leaving a corpse unburied can also be studied in archeology has not permeated the field of archeology.

In this paper I will show the possibility of a study about leaving corpses unburied in archaeology from an analysis of historical documents and archaeological and pictorial materials and by extracting elements that can be archaeologically identified from this perspective.

目次

はじめに

I 中世死体放置の研究史と問題の所在

1 先行研究の整理

(i) 文献史学における先行研究

(ii) 考古学における先行研究

(iii) 民俗学における先行研究

2 問題の所在と研究方法

II 死体放置に関する史資料

1 文献史料

2 考古資料

3 絵画資料

III 放置される「場所」「もの」等をめぐって

1 放置される「場所」

2 共に放置される「もの」

3 その他の要素

IV 考古学における死体放置研究の可能性

1 中世死体放置の様相

2 考古学における死体放置研究の可能性

おわりに

はじめに

中世の日本では、火葬や土葬という葬法が存在するにもかかわらず、死体を地表や屋内に放置するという行為が一般的に行われていたことが、多くの研究により指摘されている。しかも、死体放置という行為を選択していたのは、大半が金や身寄りがなく貧しい、いわゆる「庶民」であったという指摘もなされている。つまり死体放置は、記録に残ることがほほなかった中世の庶民の葬法、死生観、他界観など葬送墓制を研究する上では欠かすことのできない重要な要素の一つなのである。

しかしその研究はどの程度行われているのかというと、分野によってかなり差があり、考古学における死体放置研究は、文献史学や民俗学と比べ少なく、発掘調査等による事例報告も多くない。

そこで本稿では、文献史料の分析を中心に中世の死体放置の様相を復元し、そこから考古学的に認定できる要素を抽出し、考古学における死体放置研究の可能性を提示する。

なお本稿では、死体が火葬されたり土葬されたりせず、人が目にするのできる場所に放置されることをすべて「死体放置」と表記する⁽¹⁾。ただし直接引用中の訂正は行わない。これにより混乱を招く恐れがあるが、ご容赦いただきたい。

I 中世死体放置の研究史と問題の所在

1 先行研究の整理

(i) 文献史学における先行研究

堀一郎は古墳時代、あるいはそれ以前に、基層として風葬や死体放置が広く一般庶民に支持され、久しく慣行されており、それが中世にまで続いていたと、古代から中世にかけて死体放置があった可能性を指摘している[堀 1953 : 52-56]。恐らくこれが死体放置について言及した初めての文献史

学的研究であろうと考えられる。

圭室諦成も『葬式仏教』[圭室 1963]の中で文献史料から死体放置の事例をいくつか取り上げ、14世紀はじめまで「野捨て」という死体放置が行われていたことに注目し、仏教が普及する以前は山野、河原、路傍に棄てられる死体も少なくなく、15世紀以降、仏教が庶民の間に浸透するとともに死者の扱いが手厚くなったと、死体放置と仏教を関連させて結論付けている [圭室 1963: 96-97]。

森浩一は、平安京とその周辺部の在地系住民の墓地を文献史料から分析し、在地集団の慣習的な埋葬地で、丘陵に存在し、永久堅固な造墓が認められず、また一郡にひとつないし数ヶ所程度の少数の地にまとめられていた「深草山型埋葬地」、家単位でその側の土地に遺骸を埋葬する「家側型葬地」、鴨川や桂川の河原に無秩序に死体を放置した「佐比河原型葬地」の3つに分類した [森 1970: 25-27]。

高橋昌明は、七歳以前の子供が死亡した場合は葬式などはせず、死体は袋に納めて山野に捨てるのが普通の例であったことを文献史料を挙げて示し、これは当時の幼児の霊魂についての観念を意味しているとした [高橋 1994: 21-38]。

上記の諸研究により可能性が提示された中世の死体放置であったが、その後詳細な研究は行われず、しばらく大きな進展が見られることはなかった。そのような中、文献史学における死体放置研究を大きく前進させたのが勝田至の諸研究である。

まず1987年の「中世民衆の葬制と死穢——特に死体遺棄について」[勝田 1987]がある。この研究では、風葬・死体放置の史的検討を通し、死穢観念の発生元となった葬送にまつわる禁忌を明らかにし、その禁忌・葬法が消滅・変化していく過程を、現在の民俗に見られる葬法の形態につなげて理解することを目的としている。文献史料における死体放置の事例を多く取り上げ、死体放置増加の原因とその背景について、葬式の費用や互助組織の欠如、葬送に関する禁忌などを中心に詳しく論じられており、死体放置を中心テーマとして取り扱った論文としては嚆矢をなすものである。

この論はその後の『死者たちの中世』[勝田 2003]にも引き継がれている。まず同書の第1章では、中世史料中に出てくる「五体不具穢」に関する記録の分析による死体放置の発生数と発生場所の検討を行い、死体放置は1220年を境に急減すると論じた⁽²⁾ [勝田 2003: 1-20]。

同書の第2章では第1章での結果をふまえ、死体放置が行われた理由、それがどのように行われていたかなど、死体放置の背景に言及し [勝田 2003: 21-62]、第7章では死体放置が減少した原因について検討している [勝田 2003: 213-241]。

死体放置が行われていたことを証明するだけでなく、それが増減する年代を理論的に明らかにし、その背景にまで言及しているこの研究は、文献史的な死体放置の研究の中では特に注目すべきものであるといえるだろう。

以上の成果により、文献史学における死体放置研究は大きく前進したが、その後も異なった視点からいくつかの研究が行われた。

西山良平は、『都市平安京』の第二部第二章「平安京の〈家〉と住人」の中で、「家の所有」という視点から死体放置の分析を行っており、人は家を所有し家で死ぬのが原理であると論じている⁽³⁾ [西山 2004: 47-50]。死体放置と家族・家の関係という、死体放置の背景を考えるための新たな視点を提示した重要な研究である。

前嶋敏は、死体が放置されるまでには多くのパターン、プロセスがあり、それが特に中世前期を中心として普通であったこと、また中世後期においてもそれが認められていたであろうことを、文献史料を用い論じている [前嶋 2007: 55-71]。注目すべき点は、考古学における発掘成果など、考古学との連携を意識した学際的視点から死体放置を検討している点である。

(ii) 考古学における先行研究

山田邦和は、文献史料と考古資料の分析から平安京の墓地の変遷を論じている [山田 1996]。それによると、平安京成立以前からの在地集団は、元々家の側に、あるいは丘陵にまとめて墓をつくっていたが、国家の規制⁽⁴⁾により衰退した。そのため、自然発生的に河原に死体を放置する方法が登場した

という。しかし河原への放置も、後の国家の規制により場所が制限されることとなった。一方、平安京成立にともない移住してきた非在地系都市民は、当初から死体放置を行っており、都市内に死体を放置することも望ましくはないが普通であったのだろうと述べている。その後、都市平安京特有の「鳥部野型葬地⁽⁵⁾」という大規模な複合葬地が登場するが、そこでも死体放置は行われていたとする〔山田 1996：4-17〕。「墓地の変遷」を論じた研究であるため、死体放置がいつまで行われたかというような「葬法の変遷」にはあまり触れられていないが、時代とともに死体を放置する場所も変遷した可能性を示しており、大変興味深い。

次に特筆されるのは、狭川真一編『墓と葬送の中世』〔狭川編 2007〕である。この中の第1部「遺棄死体の諸問題」で、さまざまな分野から中世の死体放置についての検討が行われている。ちなみに文献史学の先行研究の中で挙げた前嶋の論文〔前嶋 2007〕もここに掲載されているものである。以下同書第1部に掲載されている各論文をまとめる。

鶴澤和弘の「骨からみた遺棄葬—死体の変化とタフォノミー⁽⁶⁾—」〔鶴澤 2007〕は、骨考古学がこれまで想定してこなかった死体放置をどのように認定するのか、その見通しを提示することを目的としている。まず、死体がどのように考古資料となるのか、そのモデルとして『九相詩絵巻』を挙げ、分析を行っている。『九相詩絵巻』が想像により描かれたものではないということを知り、解剖学の視点から明確にするとともに、骨の風化過程にも注目している。さらに、鎌倉で発掘された人骨の分析から、その骨が埋葬されずに放置され、犬などの食料になった死体のものであることを説明している〔鶴澤 2007：3-24〕。その骨が埋葬されていなかったことを明快に示すだけでなく、目的の通り骨考古学における死体放置の可能性を示している重要な研究である。

柳智子・山本信榮の「大宰府条坊出土の放置人骨」〔柳・山村 2007〕は、大宰府条坊道路側溝から出土した人骨、獣骨に関する報告である。詳細な人骨の観察及び出土状況の把握から、出土した人骨がごみ扱いされたものであるという結論を出している〔柳・山本 2007：26-39〕。葬送行為がともなわな

い死体もあることを再確認させられ、詳細な調査・観察の重要性を再認識させられる報告である。なお、大宰府条坊の発掘事例の詳細は本論文の第2章第2節で説明する。

水澤幸一の「浦廻遺跡に見る地表葬」[水澤 2007]は、埋葬されていない死体にも葬送行為がともなうことを証明する事例として注目される。また、「遺棄」に変わり「日葬」「地上葬」⁽⁷⁾という用語を提案している点[水澤 2007: 53]も興味深い。なお、浦廻遺跡の詳細も本論文の第2章第2節で述べる。

狭川真一の「絵画から見た遺棄葬と中世墓」[狭川 2007]は、中世の死体放置の状況をあらわしている『餓鬼草紙』『九相詩絵巻』『六道絵』を分析し、そこから様々な情報を抽出した上で、考古学的に認定できる可能性のある要素を示した。そして、その要素を満たす発掘事例を紹介し、考古学的な死体放置研究の可能性を提示した[狭川 2007: 73-86]。死体放置の具体的な要素と事例の提示、そして墳墓研究における死体放置の重要性の提示がなされており、考古学における死体放置研究をさらに進めていくための重要な研究である。

(iii) 民俗学における先行研究

民俗学では、死体放置は両墓制や棄老伝説、地名などと関連付けて研究されることが多く、先行研究も豊富である。

柳田國男は「葬送の沿革について」[柳田 1963]の中で、人が少なく森林が豊かであった時代において、「オキツスタへ」という死体を放置する葬法は自然なものであったと述べている。また古い貴族の記録から「触穢」、つまり「五体不具穢」が多く見出されることから、「常民はまだ今日謂ふが如き土葬なるものを行わなかったのである」[柳田 1963: 507]と、古くは死体放置の習俗が一般的であったことを論じた。そして全国に存在する「サイノカハラ」と称する地には、死体放置が行われていた場所であると今でも推測できる所が少なくないと述べている[柳田 1963: 507-519]。

土井卓治は、死体放置は古代・中世だけでなく、江戸末よりさらに下った

時代まで行われていたのではないかと推測している。また死者を捨てるのにふさわしいような断崖や洞窟に「地獄谷」「成仏谷」「往生谷」などの地名が多いことを指摘し、地名への注意の必要性を呼びかけるとともに、そうした死体放置が行われていた場所に塔や石仏、堂寺が建てられていくのではないかと推測した。そして「老人の棄てられた場所」「死体が放置された場所」「死者の靈魂がいく場所」は一連の関連性を持つのではないかとの推測もしている〔土井 1958：4-12〕。

佐藤米司は、火葬場や埋め墓を「ステバカ」と呼ぶ地域が両墓制地域内に特に多いことや、死者や老人を捨てたという伝承を持つ場所が全国に多く存在することを述べた上で、近世の埋め墓以前の形態として死体放置が行われていたと論じている。そして先述の柳田の研究〔柳田 1963〕と同じように、「ステバカ」の一つと考えられるものとして「サイノカワラ」や、岩陰・岩窟を挙げている。また「イヤダニ」や「サンマイ」などの地名が付く場所も、おそらく死体放置場所であったらと述べている〔佐藤 1971：52-57〕。

田中久夫は、柳田國男の「カバネ」の思考⁽⁸⁾と、現在の両墓制の「埋め墓」に見られる死体を放置するような形態の間に存在する大きな溝を埋めることを目的とした論文〔田中 1979〕で、現代の死体放置の風習を分析している。その中で「我々は、一般庶民にあっては死体は遺棄すべきものであって、決して、後世に残そうとするものではなく、ましてや、尊崇すべきものではなかった事を知る事ができるのである」〔田中 1979：139〕と述べ、一般庶民の思想の根底には死体放置の風習があると論じた〔田中 1979：149〕。

五来重は、風葬や水葬などの「自然葬法」が日本では最も原始的であり、そこから火葬や土葬などの「文化葬法」へ移行した、つまり「自然葬法」が「文化葬法」に先行すると論じた。その上で、現代に伝えられている「姥捨物語」を、風葬が行われていたことを示す残存説話として挙げている。また、古来日本では死体放置が葬法として一般的に行われていたと論じている⁽⁹⁾。そして最後に、中世の絵画の中でも著名である『餓鬼草紙』を「鳥辺野の風葬」と題して紹介している。庶民はここに描かれるように、ござにくるまれたり粗末な棺に入れられたりして野外に置かれたとしている〔五来 1992：

35-37]。

大島建彦は、日本全国の207例の「姥捨て伝承」から、「姥捨て伝承」と葬送との関係性を探っている [大島 2001]。それによると、年寄りを捨てたと伝えられる場所は、断崖や急坂や洞窟など、死体を放置するのにふさわしい場所であることが多く、ここから「姥捨て伝承」と死体放置の関係性を考えることができるという。また、両墓制の「埋め墓」と「詣り墓」の方式から、日本古来の葬制にはけがれた死体は捨ててしまい、清らかな靈魂だけを祀ろうとする傾向が著しかったとする。この二点から、「姥捨て伝承」というものは、古来の葬地の印象をとどめながら、老人の靈魂の安定を念じたものと考えられると述べている。そして、伝承が姥捨てというしきたりをやめてしまったという話にまで及んでいる点は、死体放置の習俗が廃れていくとともに「姥捨て伝承」に置き換えられていったことを示していると結論付けている [大島 2001]。

2 問題の所在と研究方法

考古学は葬送墓制研究が盛んな分野であるにもかかわらず、死体放置の研究および研究の元となる資料の報告が少ないことがわかる。これは、死体放置はその痕跡が考古資料として残ることがほぼないためであろう。考古資料をもとに研究を行うのが考古学であるから、考古資料がほとんどない死体放置の研究が行われないのも仕方がないといえる。

しかし筆者は、「死体放置の可能性」が考古学者にとって想定外だったゆえに、見逃されてきた痕跡がいくつもあるのではないかと考えている。つまり、「考古学でも死体放置は研究できる」という考えが浸透していないという点も、考古学において死体放置研究が行われない要因の一つなのではないだろうか。確かに死体放置の痕跡は考古資料として残ることがほぼないが、皆無ではない。そして、中世の死体放置はどのような場所でどのように行われていたのか、その実態が明らかになり、今より少しでも認識され意識されるようになれば、考古学における死体放置研究の可能性はもっと広がるのではないだろうか。

以上の考えから、中世当時の死体放置の研究が進んでいる文献史学の成果を用い、中世の死体放置の様相を明らかにし、その中から考古学的に認定できる要素を抽出することで、考古学でも死体放置研究が可能であるということを示すという目的で本研究を開始した。

II 死体放置に関する資料

1 文献史料

ここでは死体放置についての記述がある文献史料について説明する。紙幅の都合上、史料全体の簡単な説明にとどめる。各史料は 64-68 頁の表 1 を参照されたい。

今回用いる史料には国史、日記、説話・伝記集などがある。

説話・伝記集は実際の出来事をそのまま記したのではなく脚色されている、もしくは全くの作り話である可能性も否定はできない。しかしその背景には当然のことながら時代が反映されている。そして現実味がない話であっても、その非現実を際立たせるためにもそこに至るまでの前段階、つまり死体放置はそこまで日常離れしたものではなかったと考えられるのである。そのため本稿では説話・伝記集も他史料と同じように、当時の死体放置の様相を記しているものとして扱う。

2 考古資料

各遺跡の概要を、参考文献をもとにまとめる。また遺跡一覧を 69 頁に載せた。そちらも参照されたい (表 2)。

考①浦廻遺跡 [本間ほか 2003; 水澤 2007] (図 1-5)

信濃川と中ノロ川に挟まれた沖積地に立地する遺跡である。調査の結果、13 世紀後半から 14 世紀前半の鎌倉時代後期の遺跡であることが判明した。そのうち葬送の場であったと考えられる遺構から、漆器や折敷など木製品を中心とした遺物や獣骨・人骨が出土した。出土した人骨は解剖学的に正常な位置関係を示していなかったが、これは本位置に運ばれた段階で腐乱してい

たため、置かれた時にちぎれたり切断されたりしたような遺体が含まれている可能性を示している。また犬による噛み跡をとどめる骨が出土しており、ここから死体が犬に漁られるような環境＝「埋葬されず地表面に放置されたような状態」であったということがわかる。そして人骨とともに供養木簡や漆器も出土していることから、埋葬されていない遺体にも葬送行為が伴う場合があるということがわかった。

河原のような場所で死体が放置されていたこと、そのような死体にも葬送行為が伴うことがあったということ、そして都市以外でも死体放置が行われていた可能性を示す事例であり、大変興味深い。

考②一の谷中世墳墓群遺跡 [山崎ほか 1993] (図6・7)

静岡県磐田市の丘陵に所在した大規模な中世墓群である。長年にわたり営まれた莫大な規模の葬地であり、多種多様な葬送墓制の構造を示す、全国でも類を見ない遺跡である。344号墓の集石帯の同一面から土器などが出土し、412号墓の集石帯に墓坑内出土の釘と類似する釘の散在が確認された。これは塚の間に棺を放置していた可能性を示しており、『餓鬼草子』にあるような死体放置の風景を想起させる痕跡として積極的に評価されている。

考③平安京右京三条二坊2 [木下 1994] (図8)

所在地は平安京右京三条二坊の野寺小路を挟んだ十四町の北東約4分の1と十一町の西辺にあたる。調査の結果、平安時代中期の条坊の側溝と宅地内溝、平安時代後期から鎌倉時代の河川・柱穴・柵列、室町時代の整地層・耕作溝、江戸時代の土取り穴などが検出された。このうち平安時代後期から鎌倉時代の河川(SD5)から人間の頭部の骨が2体分出土している。

平安時代後期から鎌倉時代にかけて、河川に人の死体骨を放置していた可能性を示す事例として興味深い。

考④平安京左京六条一坊 [平尾 1995]

現万寿寺通および千本通に沿う横L字形の地域に当る。調査の結果、平安時代の条坊の側溝、鎌倉時代の側溝や井戸、近世の土取り穴などが検出された。このうち朱雀大路東側溝(SD33)から、土器類の他ウシ、ウマの肢骨・頭骨、そして人の下顎骨等の骨と「南無大日如来」と墨書された供養木簡が

出土した。

この供養木簡とともに出土した人骨は「遺棄葬」されたものであると指摘されている [山田 1996]。

考⑤佐田遺跡群小谷遺跡 [松田・佐々木 1984] (図9・10)

奈良県高取町に所在した、古墳を中心とした尾根上に分布する遺跡である。ここでは死体放置の可能性を示す遺構が2例挙げられる。まず小谷9号墳の墳丘南東隅に位置する墳墓2である。東西に1.7m、南北に0.4mの範囲で8本の鉄釘が出土している。また鉄釘出土範囲の南側で八稜鏡の破片が出土した。墓坑は検出されていない。次に小谷10号墳の東裾に位置する東西約18m、南北約10mの平場である。この平場の中程から黒色土器と刀子、鉄釘が近接して散布することが確認された。その範囲が約2m四方にまとまっていたこと、ほぼ同一平面で出土したことから共伴遺物と考えられる。遺物の時期は10世紀中頃から後半と考えられる。

報告書内では棺を放置した可能性には触れられていないが、その可能性は大いにあるという指摘もある [狭川 2007: 83-84]。

考⑥大宰府条坊跡 (第224次調査) [柳・山村 2009] (図11・12)

大宰府市五条2丁目にて調査が実施された。この調査で条坊の平安時代の京極大路と考えられる左郭12坊路が検出され、またその側溝、特に交差点付近(SD050)から獣骨や正常な位置関係にない人骨が集中的に出土した。出土状況から検証すると人の手により溝の中に持ち込まれた可能性が高いという。その事から、横死したウシやウマと共に人骨が放置された可能性を考えることができる。供養などを示す木簡などは出土していないことから、葬送行為が伴わず、人骨がごみとして扱われたことを示すと考えられる。

考⑦篠振遺跡 [山本・狭川 1987] (図13・14)

福岡県大宰府市、大宰府の郭外西辺部の低丘陵地帯に所在した遺跡で、丘陵の主丘から北東方向へのびる尾根上に墳墓遺跡が展開している。東長作の墳丘状遺構(SX001)の斜面中頃、中でも特に平坦面付近から多くの古銭が出土し、併せて鉄刀子も平坦面付近検出された。古銭の多くが墳丘の裾に位置する土葬墓群よりも高所から出土しているため、墓埋土中からの流出では

ないと考えられる。これは墳丘に対する供献の可能性とともに、死体放置の痕跡である可能性も高いと評価されている。

考⑧稗田遺跡 [中井 1977]

稗田遺跡は大和郡山市に所在する遺跡である。調査の結果、6世紀後半から中世にかけての水田跡及び奈良時代の川跡が検出された。死体放置の可能性を示す遺構は奈良時代の川跡のあるD地区である。

D地区では人骨が2体分検出され、そのうちの1体は径約10cm・高約5cmの曲げ物と共に薦にくるまれた状態で出土している。同様の薦状のものが他にも数か所に見られるため、このような死体処理が多く行われていたと考えられるとしている。

中世の事例ではないが、薦にくるまれた死体が河原に放置されることがあったことを示す貴重な資料としてここに提示したい。

3 絵画資料

絵①『九相詩絵巻』(図15)

九相とは、人が死にその死体に変化していく9つの姿のことである。この『九相詩絵巻』は、その9つの姿を源信の『往生要集』に基づき描いたものである。もと比叡山寂光院に伝来したものが有名で、画風からその成立年代は鎌倉時代にさかのぼると考えられている [小松 1977: 110]。

これは実際の様子をそのまま描いたものであるか定かではないが、史②では実際の放置死体を見て「九相観」を行っており、同じようにこの絵画も「九相観」に用いられていたという点から、実際の放置死体とはそう大差ない状況がここには描かれていると考えられないだろうか。

絵②『餓鬼草子』「疾行餓鬼」(図16)

岡山市の河本家に伝来し、現在は東京国立博物館が所蔵している絵画である。「餓鬼界」に墮ち餓鬼となった者の姿を描いており、図様から『正法念処経』の巻第十六(餓鬼品第四之一)及び巻第十七(餓鬼品之二)に依拠することが判明している [小松 1987: 133-134]。

書風の分析から、成立年代は12世紀後半でその末期まで下らないとする

説 [秋山 1976 : 23-24] と、12 世紀後半からをさらに時期を狭めた、1180 年代に成立したと推定する説がある [古谷 1977 : 153-164]。

中世の墓地、そして死体放置の風景を描いている絵画として有名で、風景イメージとして引用されることが多い絵画でもある。中でも特に死体放置の様子をあらわしているのは第四段「疾行餓鬼」で、墳墓と墳墓の間に複数の死体を見ることができる。

こちらでも実際の様子をそのまま描いたものとはいい切れないが、『餓鬼草紙』は餓鬼が人々の日常の中に紛れ込んでいる様子を描いたものである。墳墓の周囲に死体が放置されている「疾行餓鬼」の風景も、日常からそう遠いものではなかったのだろう。

Ⅲ 放置される「場所」「もの」等をめぐって

1 放置される「場所」

ここでは死体放置の「場所」に主眼を置き資料を分析する。

まずは文献史料から見ていく。史料中に出てくる死体放置場所を、出現頻度が高いものから挙げていくと次のようになる。川・河原、道、野辺、墳墓周辺、家、門、その他である。

史料中で最も多く出てくる死体放置場所は川・河原であった。しかも放置されていた死体の数も非常に多かっただろうことが、史②から読み取れる。また史⑩のように河原で死にそのまま放置されるだけでなく、史⑭のように、他の場所に放置されていた死体を河原に持っていくという死体処理も行われていたと考えられる。そして、養和の飢饉の惨状を記した史⑤に「いはむや、河原などには、馬・車の行き交ふ道だになし（いうまでもなく河原には馬・車の通る道もなかった）」とあることから、河原には飢饉などの非常時以外、つまり日常的にも死体が放置されていた可能性が高かったと考えられる。

道は人々が往来する場所であるが、病人を道に追い出し餓死させることが禁じられる（史①）ほどに、放置死体も多かったのだろう。しかし人々は放

置死体に何も感じなかったわけではない。史④から人々は死穢を恐れ、死体を避けていたことがわかる。道に死体をさらすのは恥だと考える人もいたようだ(史⑯)。つまり、道の放置死体は異常なものではないが望ましいものではなかったのだろう。このことから道の放置死体はそのまま放置され続けたとは考えづらく、河原や野辺、側溝などに運ばれた可能性が高いと考えられる。

次は野辺(利用されずに放置されている空き地)である。ここでは内野・神泉苑も野辺の一つとしている。大内裏跡であっても禁苑である神泉苑であっても、荒れ果ててしまえば野辺と同じように死体放置の場となった。しかし神泉苑は祈祷で使用するために清掃されることもあったようだし(史⑧)、内野の死体も他所に運ばれる(史⑭)ことがあったようなので、ここに放置された死体は最終的には処理ということで河原などに運ばれることが多かったのではないかと考えられる。また「近キ野辺へ捨捨」(史⑳)とあるように、死んだ場所に近い野辺に放置することもあった。先ほど述べたように人々は死穢を恐れ、死体を避けていたはずだが、だからといって死体を遠くまで運ぼうとせず、身近で適当な野辺に放置することもあったというのは興味深い。

次に墳墓周辺だが、ここでは平安京の東に位置する鳥辺野・平安京の北に位置する蓮台野・三味原を墳墓周辺として数えた。鳥辺野、蓮台野は平安京の葬地として現在でも有名だが、既にその名称が見えることから(史⑱⑳)、当時から平安京の人々の葬地、死体放置場所としてよく用いられていたと考えられる。

道などの放置死体と違い、家の放置死体は他の場所に運ばれることは史料を見る限りなかったようだ。むしろその家に人が近づかなくなることもあったと思われる(史㉑)。

門は史料中に出てきた回数こそ多くないが、史㉒から「門の上」には多くの死体が放置されていたことがわかる。またその多くの死体が「骸骨」であったというから、「門の上」の死体はどこかに運ばれることなく、長い間そのまま放置されていた可能性が高いといえる。史㉓の場合は門の上に登るよ

うな描写がないことから、死体は「門の側」に放置されたと考えられる。つまり門には「上」と「側」二つの放置場所があったのである。

上記の場所以外の、一つの史料にしか出てこなかった放置場所もいくつか見ていく。史②⑤では僧を「さかが辻」に放置している。具体的にどのような場所かは不明だが、実際に考⑥大宰府条坊跡で人骨が交差点付近に集中している⁽¹⁰⁾と報告されていることから、意識的に辻に放置した可能性もある。史⑬では僧が死んだ堂の近くに、その死体が放置されている。その堂の近くが河原なのか道なのかは不明だが、先述の史⑬と合わせて考えると、死体をあまり遠くに運ばず、死んだ場所の近くに放置することが異常ではなかったことがわかる。

では次に、考古資料の中から放置場所を抜き出していく。すると墳墓周辺、側溝、川・河原の三か所が挙げられる。

まずは墳墓周辺である。墳墓の周溝内や墳丘の裾から痕跡が発見されることが多い。墳墓は山や丘陵に位置することも少なくなく、運ぶのにもそれなりの労力を要すると思われるが、墳墓周辺には少なくとも人数が放置されていたようである。また後に詳述するが、墳墓周辺の事例では土器や刀子などの遺物が多くみられる。この二点から墳墓周辺に放置されていた人は、丘陵上にある墳墓まで運んでくれる人がいる、土器などを供えてくれる人がいる、つまり家族や親族などの身寄りのある人であった可能性が高いと考えられる。

側溝は人骨や獣骨がよく出土していることから、骨が比較的残存しやすい環境であり、死体放置の痕跡を残しやすい場所であるといえる。そして側溝はいわずもがな道に附随するものであること、文献史料では道への放置が多く見られたことから、道に放置されていた死体を近くの側溝に運び再び放置した、という状況を考えることができる。道は往来の激しい場所であるから、道に放置されていた死体は邪魔なものとして側溝に運ばれるか、放置され続けても往来の影響で早々に風化してしまうかのどちらかであったのだろう。

川・河原も側溝と同じように人骨が発見されることが多く、やはり放置の

痕跡が残りやすい環境なのだろう。文献史料にも多くみられることから、やはり河原にはかなりの数の放置死体があったのだろう。また死体が河原に運ばれた時点で既に腐っていた可能性が指摘されているように〔水澤 2007：41-46〕、死亡してすぐ河原に運ばれた死体や河原で死んだ死体だけでなく、他の場所でしばらく放置されていた死体を改めて河原に運んでくることもあったと考えられる。

最後に絵画資料を見てみる。『九相詩絵巻』（図 15）は周囲が荒涼としており、他の要素は見受けられない。ということで、この絵画は「野辺」の様子を描いているものとしたい。

一方『餓鬼草子』（図 16）は、周囲に多くの墳墓が見られるため、「墳墓の周囲」の様子を描いたものであることは明白である。

2 ともに放置される「もの」

ここでは死体とともに放置される「もの」に主眼を置き分析する。

史料中に出てくる主な「もの」は敷物、衣、棺である。

まずは敷物をみていく。ここでは薦、畳、席を敷物としてカウントしている。蓆は基本的に死体の下に敷かれるものであったことがわかる。また史⑨のように、死人の骨が蓆の上に残っていることも少なからずあったようである。しかし、薦は死体や瀕死者をくるむものとしてもたびたび使われているようだ（史⑩）。

次に衣である。ここでは明らかに衣の存在が記されている史料のみを衣として分類したが、他の史料の死体も基本的には衣を身に着けていたと考えられる。また衣は死体が身に着けるだけでなく、死体の下に敷かれるような状況もあったようである（史⑨）。史⑫ではつぎはぎの衣に着替え移動している。これが当時一般的な行動であったかは不明である。ただし史⑦にあるように、衣は放置されて間もないうちにとられなくなってしまうことがほとんどだったようなので、放置場所に残り続けることはほほなかったと考えられる。ただ死体の下にある衣はとられない場合もあったのかもしれない。

棺は史⑪にしか見られない。棺はただ死体を運ぶよりもさらに労力が必要

であろうし、まず棺を作るための資金、もしくは材料も必要である。このことから棺に入れられた人は、棺を用意できるほどの財産があり、棺に入れてくれる人とそれを運んでくれる人がいる、それなりに豊かな人であったと考えられる。行き倒れた人や庭の上に放置された人などに比べれば少ない方だったのではないだろうか。

次に考古資料を見ていく。発掘で見つかった「もの」としては釘、土器・漆器、刀子、供養木簡などが挙げられる。

釘は放置されていた棺の部品の一部であると考えられる。木製品などと比べて残存しやすいため、死体放置の痕跡を見つける上で重要な遺物である。墳墓周辺の遺構から発見されており、さらに平坦面から発見されていることが多い。このことから、棺は墳墓周辺に放置されることが多く、その上斜面などではなく平坦面に放置されることが多かったと考えることができる。

土器・漆器は墳墓周辺だけでなく、河原や側溝からも出土している。これら器類は死体に対して供えられたものであろう。放置死体にも葬送儀礼が伴う場合があったことがわかる。

刀子は墳墓周辺の遺構から発見されている。平坦面から土器などとともに出土していることから、平坦面に放置された死体に対して供えられたものだと考えられる。釘と同じく金属製であることから、残存が期待できる遺物である。ちなみに刀子ではないが、考①浦廻遺跡では刀子型木製品が出土している。

木簡は側溝と河原から見つかっている。いずれも「南無阿弥陀仏」など文字が書かれており、おそらく死体を供養するための木簡であったのだろう。親族により供えられた可能性もあるが、史⑥のように僧が供養のために木簡を置いていった可能性も考えられる。

他には鏡や古銭、折敷などが挙げられる。鏡や古銭は他資料に出てこないためどの程度一般的であったかは不明だが、死体に対して供えられるものである。折敷は後述する絵画資料にも見られるが、折敷のみを供えたり折敷に直接供物を載せていたりとは考えづらい。おそらく器類を載せた状態で死体に供えられていたのだろう。このことから、折敷は器類とともに出土する可

能性が高いと考えられる。

薦は中世の遺跡でない稗田遺跡から出土しているが、補足として述べる。稗田遺跡では、河川跡から死体放置に使用されたと考えられる薦が土器に付着する形で複数確認されている。土器と薦が密着する形で放置されていたためなのか水の流れによるものなのかは判別できないが、ここから薦にくるまれ河原に放置された死体とそこに供えられた土器という風景を復元することができる。

次に絵画資料ではどうだろうか。絵①『九相詩絵巻』を見ると死体は衣を着用し、その下には畳が敷かれている。しかし2：肪張相の時点で畳はなくなり、死体と衣のみになっている。そして6：噉食相では衣もなくなり、骨のみが残る。衣服は死体が放置されて間もなくとられてしまうというのは文献史料にも見られたが、ここでは早い段階で畳がなくなる様子が描かれており、注目すべき点である。

絵②『餓鬼草紙』からは様々な「もの」を見出すことができるが、こちらに関してはすでに狭川による詳しい分析 [狭川 2007] があるためここでは「もの」を挙げるだけに留める。死体①②の下に藁が敷かれている点と、骨になった死体②③④⑤の下には何もない点は絵①『九相詩絵巻』と同じである。他には死体と藁の入った棺⑥、その運搬に使用されたとされる杓と紐、棺から出ている曳覆曼荼羅、棺の側にある白っぽい折敷と器類、死体①の頭付近の黒い器類、その死体に掛けられた布がある。また、器類はすべて棺や藁の外に置かれているということが指摘されているように [狭川 2007]、「もの」の細かな位置関係も見逃してはならない重要な情報である。

3 その他の要素

ここでは場所と「もの」以外の要素を抜き出す。

まず史⑭⑯や図 15・16 に見られるように、放置死体は鳥や犬に食べられることが多かったようである。特に、犬に食べられていたということは考古資料である骨に残る噛み跡 (図 4) からも明らかにでき [鶴澤 2007]、死体放置の痕跡として重要な要素である。

次に、絵画資料を見る限り死体は骨になったあと散ってしまい、全身の骨が放置された状態のまま残ることはほぼなかったようだ。これには動物の影響もあれば、雨風などの影響もあったのだろう。また考①浦廻遺跡で指摘されているように〔水澤 2007：41〕、人が死体を運んだ際にちぎれ切断されることもあったと考えられる。一方史②のように、死体が腐っていない状態で人為的に切断され、身体の一部が放置されることも多くはないがあったのだろう。

最後に、既に多くの論文で指摘されていることだが、史⑩⑫から、死体放置される人は財産を持たない貧しい人が多かったと考えられる。また高橋の指摘〔高橋 1994：21-38〕からは、幼子は葬式を行わずその死体を放置することが貴族の中でもある程度一般的だったことがうかがえる。しかし浦廻遺跡では放置死体とともに上等な漆器などが出土しており、貧しい人や幼子のみの葬法でなかったことが推測される。

IV 考古学における死体放置研究の可能性

1 中世死体放置の様相

中世日本では庶民を中心に、しかし貴賤を問わず死体放置が行われていた。死体を忌避し放置されることを恥じることはあったが決して異常なことではなかった。

放置される場所は、人々にとって身近な道から丘陵上の墳墓まで様々だった。河原に多くの死体が放置されているのは普通のことで、薦にくるまれる死体、筵の上に横たわる死体、行き倒れた死体など放置のされ方も様々であった。

往來が激しい道や門周辺・門の上も放置の例外ではなかったが、さすがに通行の妨げになり、かつ目のつく身近な所に死体が放置され続けるのは望ましいものではなかったようで、大概の死体は道側の側溝に運ばれた。しかし門の上の死体は目につきにくいせいも、あまり運ばれることはなく、死体が蓄積されていった。

ただ身近に死体があることを徹底的に嫌ったかというところでもなく、家近くの野辺など身近な場所への放置も普通に行われた。平安京内では、大内裏跡であっても神泉苑であっても、荒れ果てて野辺のようになってしまえばたちまち死体放置の場となった。

一方身寄りがなく一人で暮らしていたような人は、家で死んだあとも誰にも触れられず、家の中に放置され続けた。

土葬墓や火葬墓などの墳墓の周辺にも死体放置は行われた。街中では見られない、棺に入れられた死体の放置の形跡がよく見られる。墳墓のある場所は生活の場から離れていることも多いが、わざわざそこまで運んでいくというのは死生観や信仰の表れであろうか。

死体は衣を付けた状態で放置されるが、放置されて間もないうちにはぎ取られるのが常であった。そうして裸になった死体は鳥獣に食われ、解体されていった。死体は骨のみとなり、雨風に揉まれ鳥獣に取られ散っていった。そうした骨の一部が家の敷地内などに持ち込まれることもあり、京内ではよく騒ぎになったようだ。

しかしこの死体もただ放置されるだけでなく、器類、刀子、供養木簡などが供えられ供養される場合もあった。これは家族による供養であったり、巡り歩く僧や聖による供養であったり様々だった。

死者の階級、死に方、運搬の有無、放置される場所、供養の有無など様々な要素が重なった、多様な死体放置が中世の人々によって展開されていた。

2 考古学における死体放置研究の可能性

ここでは第1節で復元した様相を踏まえ、そこから考古学的に認定できる要素がどれだけあるのかを考察する。

まず全体にイえることとして、墓坑を持たない人骨が出土した場合は死体放置の可能性はある。必ず死体放置だとはもちろんいえないが、その可能性を考えておく必要はある。

河原への死体放置は、河原や河原跡から筵・薦、供養木簡、器類がいずれかとセットで墓坑を持たず出土した場合、その可能性が考えられる。また

筵・薦や供養木簡が一定の範囲内に複数見つかった場合も可能性を考えることができる。水辺は遺物にとっての環境が良ければ、木製品や人骨が残りやすい場所であり、放置の痕跡がある可能性も高い。

道、側溝への死体放置は、側溝からの人骨、供養木簡が出土した場合に可能性を考えることができる。側溝も河原と同じく遺物が残りやすい場所だといえる。ただし水流などにより他所から流されてきたものでないかどうか慎重に観察する必要がある。道の放置死体はその大多数が側溝へ運ばれたと考えられるため、道から放置の痕跡が見つかる可能性は低いと思われる。また門の上・周囲の死体は、門が倒壊したり解体されたりした際に他所へ運ばれた可能性が高く、痕跡の発見は難しいだろう。

棺が放置されていた可能性は、一定範囲内で墓坑を持たず釘が出土、もしくは木材と釘が共に出土した場合に考えられる。

野辺への死体放置は、周囲の遺構が少ない一定範囲から墓坑を持たず人骨、器類、筵、釘、供養木簡などが出土した場合に、その可能性が考えられる。

家での放置は、建物遺構の中にそれと同一面で人骨が出土した場合、可能性を考えることができる。他の放置場所と異なり供献遺物などのある可能性が低いことが特徴である。

墳墓への死体放置は、裾部から土壌を持たない人骨、釘などが出土した場合に可能性を考えることができる。ただし供献遺物は墳墓への供献の可能性もあるため、出土状況の慎重な観察が望まれる。

死体が鳥獣に食われていた点は、骨に残る噛み痕から確認することができる。骨の鑑定は人類学者などに一任することも多いと思うが、発掘を行う人間もこのこと考えた上で、骨を慎重に扱うべきである。

金属製品や土器は残存する可能性が高いうえに、残存しにくい布や木製品が部分的に癒着する可能性がある。考⑧稗田遺跡が良い例である。このことから出土品の表面は慎重に観察する必要がある。

いずれも可能性を提示したにすぎないが、この可能性が誰かの頭の片隅に置かれることで死体放置の痕跡発見につながることを願う。

おわりに

以上、中世死体放置の様相の復元とその考古学的検討を試みた。しかし反省点や未解決な点は多く残されている。

今回、「遺棄」や「遺棄葬」「風葬」をすべてまとめ「死体放置」としたわけだが、定義が曖昧であったと感じている。やはり「遺棄」「遺棄葬」「風葬」「放置」はすべて区別すべきであると思う。そのために、明確な基準を設けるための議論が必要であると感じた。

また「野辺」の定義も曖昧であったと考えている。もっと具体的な定義ができればより具体的な可能性が提示できたのではと思う。

今回は、資料として文献史料・考古資料・絵画資料とを用いた。様々な分野の資料を収集したのはよいが、一つ一つの資料を深く掘り下げることが出来なかった。またいずれの分野においても死体放置の資料を網羅しているわけでは当然ない。資料をもっと掘り下げる、もしくは資料をもっと多く収集できれば、また異なった結果となった可能性があり、反省すべき点である。

資料に関連して、今回は先行研究を挙げたのにもかかわらず、民俗資料の分析を行わなかった。今回は文献史学と考古学の学際的研究を目指したわけだが、機会があれば次回は民俗資料に主眼を据えた研究も是非行いたいと考えている。

もう一つ、今回は川・河原への死体放置を便宜上一つにまとめて扱ったが、これにより死体を川に流すいわゆる「水葬」と区別が付きづらくなってしまった。単純に結果だけでいえば、「死体が流されてなくなった」のが「水葬」で、「死体が流されず残った」のが「放置」ということになるだろうが、当時の人々はどうのように考えていたのだろうか。これは考古学では解決のしようがなく詮無い疑問かもしれないが、当時の人々は、死体が最終的にどうなることを望んだのかを検討することは、人々の死生観、他界観を考える上では欠かせないことである。

最後に、本稿では「考古学における死体放置の可能性の提示」を目的とし

たため、死体が放置されるまでのプロセスにはほとんど触れなかった。しかし「このような葬法ができるまでの過程」は葬送墓制研究においては重要な研究対象である。ここで言及できなかったのは残念であるが、今後も考えていきたいテーマである。

表1 死体放置に関する史料一覧

⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	年代	史料名						
<p>⑦ 建治四年 (一二七八)</p>	<p>⑥ 養和の飢饉 (一一八三)</p>	<p>⑤ 養和の飢饉 (一一八三)</p>	<p>④ 治承五年 (一一八二)</p>	<p>③ 長元四年 (一一〇三)</p>	<p>② 承和九年 (八四二)</p>	<p>① 弘仁四年 (八二三)</p>	<p>本文要約</p>	<p>本文要約</p>						
<p>野辺に捨てられなは、一夜の中にはたかになるへき身をかさらなために、いとまをいれ、衣を重んとはけむ。</p>	<p>仁和寺に隆暁法印といふ人、かくしつづ数も知らず死ぬる事を悲しみて、その首の見ゆることに、額に阿字を書きて、縁を結ばしむるわざをなんせられける。人数を知らむとて、四・五両月を数へたりければ、(略)路のほとりなる頭、すべて四万二千三百余りなりある。</p>	<p>築地のつら、道のほとりに、飢え死ぬるものたくひ、数も知らず、取り捨つるわざも知らねば、くさき香世界に満ち満ちて、変りゆくかたちありさま、目も当てられぬこと多かり。いはむや、河原などには、馬・車の行き交ふ道だになし。</p>	<p>欲過三條鳥丸之處、餓死者八日置首云々、仍不過之、近日死骸殆可云満道路歟。</p>	<p>今朝貞行宿禰云、依御占、差檢非違使、遣当方之神社、令実檢、時通龍向翼方神社、祇園四至中二ヶ處置死人、鴨河東為四至内云々、</p>	<p>甲戌、勅左右京職東西田並給料物、令燒一斂鴨田及鴨河原等饑饉、惣五千五百餘頭。</p>	<p>応禁一断京畿・百姓出一棄病人事。(略)平生之日既伐其身、病患之時即出路辺、無人看養、遂致餓死、此之為弊不可勝言。伏望、仰一告京畿、早從停止。庶令、路傍無一夭枉之鬼。天下多終命之人者。</p>	<p>病の僕隸を道に追い出し餓死させることを禁止する。病のため路傍に追い出された人は養つてくれる人もおらず餓死する。</p>	<p>三條鳥丸通を通りたかつたが、餓死者が八人並んでいるというのでやめた。最近道路に死体が満ちるほど多い。</p>	<p>長雨が止まないのは異方向にある神社の神の仕業であると占いで出たので調べると、祇園社の境界内の二ヶ所に死体がある、このことだ。</p>	<p>鴨川 の東</p>	<p>河原</p>	<p>道</p>	<p>道</p>	<p>「類聚三代格」 弘仁四年六月一日 太政官符</p>
<p>野辺 衣</p>	<p>道</p>	<p>道・河原</p>	<p>道</p>	<p>鴨川の東</p>	<p>河原</p>	<p>道</p>	<p>「続日本後記」 卷第十二、承和九年 十月十四日条</p>	<p>「小右記」 長元四(一一〇三) 一年八月二十七日 一条、九月二十六日 一条</p>	<p>「吉記」 治承五(一一八二) 一年四月五日条</p>	<p>「方丈記」</p>	<p>「方丈記」</p>	<p>「日蓮書状」 建治四(一二七四) 二月十三日 松野殿宛</p>		

⑧	建久二年 (一一九二)	又神泉苑、死骸充滿し、糞尿の汚穢、勝 りて計ふべからずと云々。仍つて鑑か に明日明後日の内、酒掃すべき由別當能 保脚に仰す。	神泉苑で祈雨の法を行おうと思 うが、死骸が充滿し糞尿の汚穢 がひどいため清掃しなくてはな らない。	神泉苑 (大内裏 関係)	『玉葉』 建久二(一一九 二)年五月十三日 〜十四日条
⑨	為 _レ 能 _レ 墓取 _一 野棄 _一 之死人骨 _一 之時。彼骨 有 _レ 篋 _一 筵 _一 及衣之上者、取 _レ 之族七 _レ 日 甲穢 _一 之外。可 _レ 為 _一 卅箇日乙穢 _一 也。	野棄てされた死人の骨を墓に納 めるためにとつた場合、その骨 が筵や衣の上であれば、七日間 の甲穢ではなく三日間の乙穢と するべきである	河原	筵・衣	『文保記』
⑩	寒風甚 _一 、及晩下女梅枝、俄中風、顔及死 門、仍入夜出今出川返、不便々々、統秋 来	下女が病により死にそうだった ので、寒風甚だしい今出川の 辺りへ出した。	河原		『美隆公記』 永正二(一五〇 五)年十一月六日 条
⑪	ここに優婆塞、疫病の病を煩ひて、既に 死門に入りぬ。棺に入れて樹の上に挙げ 置けり。五日を過ぎ、甦りて棺より 出で、即ち本の宅に到る	摂津国豊島郡多々院の優婆塞が 病で死んだので棺に入れて樹上 に挙げ置いたが、閻魔王に戻さ れ生き返った。	河原	棺	『法華験記』 上巻第三十二話
⑫	水長二年 (二〇九七) 宅には資財無く、又親族も無し。死後の 屍骸は、誰人が収斂せむや。八条河原に 一の荒蕪有り。吾れ彼所に行き、此 の命を終る可し。然らずは、妾用 _一 に遺 留せむに、旁に勞費有らむといひて、即 鮮服を脱ぎて妻子に授け、鵝衣を着て河 原に赴けり。草を靡かし筵を展へて、西 に向きて坐し、口に弥陀を唱へて、心に 散乱無し。漸くに昧爽に及びて、念仏し て氣絶えたり。相ひ送りたる者、皆哀傷 して帰りぬ。	金も親族もない男が妻子に迷惑 をかけないために、つきはぎの 衣に着替え一人で八条河原へ赴 き、筵を敷いてその上に西を向 いて座り、念仏を唱えながら死 ぬ。見送った人は悲しみ悼み、 帰った。	河原	筵	『拾遺往生伝』 中巻第二十六話 永長二(二〇九 七)年二月七日
⑬	其の後、事の縁の依て、京に下て、一条 の北の辺に有る堂に宿しぬ。略一而る に、遂に病愈る事無くして死ぬ。弟子有 て、近き辺に棄置れつ。其の墓所に、毎 夜に法花経を誦する音有り。	京の一条の北にある堂で病によ り死んだ僧を堂近くへ捨て置い たら、毎夜法華経を誦する声が 聞こえるようになった。	堂近く		『今昔物語集』 卷第十三第三十
⑭	男奇異く怖しく思ふ程に、内野に有ける 十歳許なる死人を、「此れ、川原に持行て 棄よ」と責ければ、「略一棄て逃る事も無 くて行くに、極めて重き。川原まで否不 行着して、男心に思ふ様一我れ独して此 の死人を難持行し。然れば、我れ家に持 て行く、夜る妻と二人持て棄てむ」	大内裏跡にあつた十歳ばかりの 死人を鴨川原に捨ててこい、と 検非違使に強制され、あまりに 重いので妻と共に運ぼうと思ひ 家へ持って帰ると死体は金塊 だった。	大内裏跡 ↓河原		『今昔物語集』 卷第十六第二十九

15	妻深く怨テ成シテ歎キ悲ケル程ニ、其思ヒニ病付テ、月来猶テ思ヒ死ニケリ。其女父母モ無ク親キ者モ無カリケレバ、死タリケルヲ取り隠シ棄ツル事モ無クテ、屋ノ内ニ有ケルガ、髪モ不落シテ本ノ如ク付タリケリ。亦其骨皆次カヘリテ不離リケリ。(略) 亦其家ノ内常ニ真口ニ光ル事有ケリ。亦常ニ物鳴リナムド有ケレバ、隣人モ恐テ逃ケ迷ヒケリ。	夫に離縁された女が恨み死に、家族もないのでそのまま家に放置されていたが、髪が落ちず骨もつなごった状態で残っており、夫を殺そうとした。	家 道 「今昔物語集」 卷第二十四第二十
16	「口方葬料ヲ給ハリテ、恥ヲ不見給ヘズ成ヌルガウラヤマシク候也。口モ死ニ候ヒナムニ、大路ニコソハ被棄候ハメ。然レバ口モ昔ヲ食テ死ニ候ナバ、口ガ様ニ葬料給ハリ候ヒラベカメリ、ト思給ヘテ、食候ヒツル也。」	私が死んだらきつと大路に棄てられてしまう。平草を食べて死んだ僧が葬料を給わり恥を見なかったのがうらやましいので私も平草を食べて葬料を給わりたい。	門 「今昔物語集」 卷第二十八第十七話
17	さて、ある時、人を付けて見せければ、西坂本を下りて、蓮台野にぞ行きける。この使「あやしく、何わざ」と見ければ、あちこち分け過ぎて、いひ知らずいまいましき瀾れたる死人のそばに居て、目を閉じ、目を開きして、たびたびかやうにしつつ、声も惜しまず泣きける。	盗人の男が羅城門の上によじ登ると、女主人の死体から髪を抜いている老婆と出会った。老婆曰く、女主人が死んだがその死体を納める人もないのでここに置いたという。そこには他にも骸骨が沢山転がっていた。	門 「今昔物語集」 卷第二十九第十八
18	「何がせむ」とて鳥部野に行て浄けなる高麗端の畳を敷て其れに下居ければ、極く和き其れ也ける人にて、膝の影に隠れて引籠てそ畳に居たりける。然て畳に寄臥けるを見て、従者にて有ける女は返にけり。哀なる事になむ、其比人云ける。(略) 何で有とも、一極く口惜く不問ざりける事」とぞ聞く人訝りける、となむ語り伝へたとぞや。	縁者である尾張守某に見放され、兄や友人にも家で死なれては困ると言われた女は、仕方なく鳥辺野へ行き誰の影に高麗べりの畳を敷いてそこに臥した。	鳥辺野 畳 「今昔物語集」 卷第三十一第三十
19	延久年間 (一〇六九—一〇七四)	近江国野洲郡馬淵郷の貧しい男が自らの死期を悟り、妻に迷惑をかけたために後園の樹の下に席を敷き、西を向いて座り、そのまま死ぬ。	後園 席・几 「後拾遺往生伝」 上卷第十九話

20	延暦のころ 〇七八二一八 〇六	「人のいむ病なれば、とふ人もなかりしかば、朱雀門へ出してける」と申ければ、やがて朱雀門へまかりて見れば、藤といふものひきまはしたる中に、病し、しにけらし。二つの眼は烏にとられ、木の節のぬけたるやうにて、さしも緑なりし髪は芥となり、きぬには血うちつきてありけるを見るに、こころうくかなしかりければ、三井寺にまかりて、法師になりてぞ侍りける。	父とともに任国へ下ったが愛する女が忘れられず急いで帰京すると、病にかかたため朱雀門に出したと言われ、見に行くと藤にくるまれ目が食われ死んでいた。	門	「宝物集」 巻第一
21		さて、ある時、人を付けて見せければ、西坂本を下りて、蓮台野にぞ行きにける。この使「あやしく、何わざぞ」と見ければ、あちこち分け過ぎて、いひ知らずいまいましき爛れたる死人のそばに居て、目を閉じ、目を開きして、たびたびかやうにしつつ、声も惜しまずぞ泣きける。	夕暮れ時になると必ずいなくなる僧を不審に思いあとをつけさせてみると、蓮台野で腐乱した死体を見る九相観を行っていた。	蓮台野	「閑居友」 上巻一九話
22		まだむげに幼なく侍しほどの事にや。唐橋近河原に、身まかれる女を捨てたる事侍き。(略)故郷の近く侍しかば、まかりて見侍しに、ふつに人の姿ではあらで、大きな木の端のやうにてぞ、足もなくて侍し。	筆者が幼かった頃、唐橋近くの河原に形をとめない女の死体が遺棄される事件があった。	河原	「閑居友」 上巻二話
23	文永末頃 (二二六四一 二二七五)	常陸国中郡ト云所ニ草堂アリ。薬師如来ヲ安置ス。其堂近キ家ニ、十三斗リナル小童有ケリ。悪病ヲシテ息絶ス。サテ近キ野辺ヘ捨ツ。一両日鳥獸食セズ。此薬師、童子を負テ家ヘオウシマセト思テ、蘇ヘリケリ。	常陸国中郡の草堂近くの小童が病で死に、近くの野辺に捨てられたが、一日たっても鳥獸に食われず、草堂の薬師のおかげで生き返った。	野辺	「沙石集」 巻第二話
24		六波羅の辺にて夜啼にけり。此当りに平家の造管したりし家々、皆焼失て、有りし所とも見へず。中にも小松殿とて、名高く見へし所も、築地、門計は有て、浅猿こそ。中将人しれず被見廻ければ、此内には大鳥の引しろう音しけり。哀れ世に有りし時、争が加様の事有らん」とぞはしける。	重衡が関東へ下る途中、六波羅にある小松殿の様子を見てみると、中から大鳥が何かを引つ張り合う音がした。	家	「延慶本平家物語」 第五末

25	<p>近來備後国住人覚田と云し僧、大般若供養の願をたて、当宮に参宿したりしが、世間の所勞をして死にけり。無縁の者なりければ實しき葬送などに及ばずしてさか、辻と云所に野すてにしてりけり。</p>	<p>大般若供養のため石清水八幡宮の宿に参宿していた覚田という僧がそこで死んだが、其の地の人々とは無縁だったため、しかりした葬送は行われずさかが辻に捨てられた。</p>	さかが辻	「八幡愚童訓」(乙)下巻第四
26	<p>或る時は見解おこる様、かる五蘊の身の有ればこそ、若干の煩ひ苦しきも有れ。帰寂したらんには如かずと思ひて、何なる狗狼・野干にも食はれんと思ひ、三味原へ行きて臥したるに、夜深けて大共多く来りて、傍なる死人などを食ふ音してからめけども、我をば能々嗅きて見て、食ひもせずして大共帰りぬ。</p>	<p>明恵は十三歳の頃、狗狼・野干に食われようと思ひ三味原で横になったが、夜になっても傍らの死体を食う音が聞こえるばかりで、明恵は食われなかった。</p>	三味原	「梅尾明恵上人伝」記 卷上

*本文引用：「類聚三代格」〔黒板 1972〕、「続日本後紀」〔佐伯編 1940〕、「小石記」〔東京大学史料編纂所編 1986〕、「増補史料大成刊行会 1965」,「方丈記」〔三木 1976〕,「日蓮書状」〔竹内編 1979〕,「玉葉」〔高橋 1990〕,「文保記」〔堀編 1960〕,「実隆公記」〔三条西 1961〕,「公昔物語集」〔佐竹ほか編 1999〕,「後拾遺往生伝」〔阿部・山崎編 2004〕,「軍物集」〔小泉・山田ほか 1993〕,「開居及」〔小泉・山田ほか 1993〕,「沙石集」〔渡邊 1966〕,「延慶本平家物語」〔北原・小川 1996〕,「八幡愚童訓」(乙)〔勝田 2003〕,「梅尾明恵上人伝」〔久保田・山口 1981〕

表2 遺跡一覧

	遺跡名	所在地	放置場所	主な「もの」
①	浦廻遺跡	新潟県白根市大字戸頭字浦廻	河原	木筒、折敷、漆器
②	一の谷中世墳墓群遺跡	静岡県磐田市見付町	墳墓	釘、土器
③	平安京右京三条二坊2	京都府京都市中京区西ノ京	川	
④	平安京左京六条一坊	京都府京都市中京区中堂寺坊城町	側溝	木筒
⑤	佐田遺跡群小谷遺跡	奈良県高取町佐田小字小谷	墳墓	釘、土器、刀子
⑥	大宰府条坊跡 (第224次調査)	福岡県太宰府市五条	側溝	
⑦	篠振遺跡	福岡県太宰府市大字吉松字篠振	墳墓	古銭、土器、刀子
⑧	稗田遺跡	奈良県大和郡山市稗田町	河原	薦

① [本間ほか 2003] ② [山崎ほか 1993] ③ [木下 1994] ④ [平尾 1995] ⑤ [松田・佐々木ほか 1984] ⑥ [柳・山村 2009] ⑦ [山本・狭川 1987] ⑧ [中井 1977] をもとに筆者作成

①浦廻遺跡 [本間ほか 2003] (一部改変)

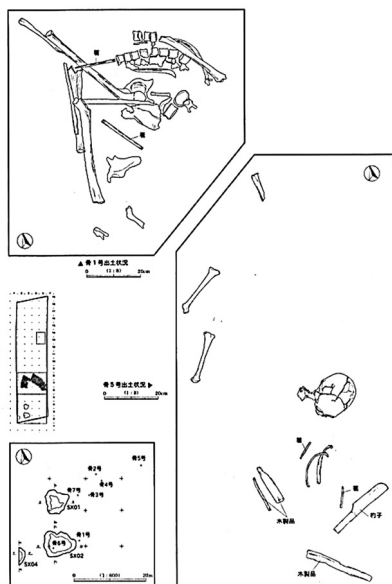


図1 人骨出土状況

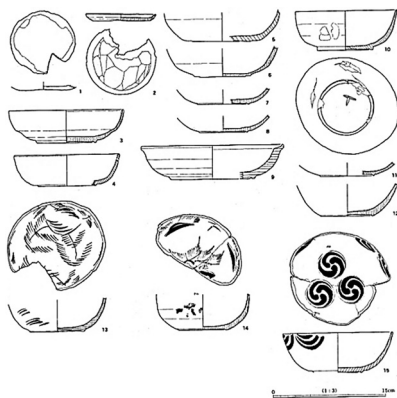


図2 出土土器・漆器

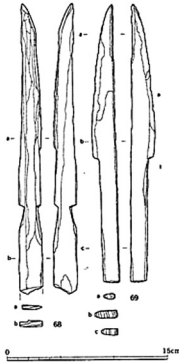


図3 出土刀子型木製品

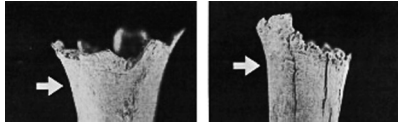


図4 犬の噛み痕のある人骨

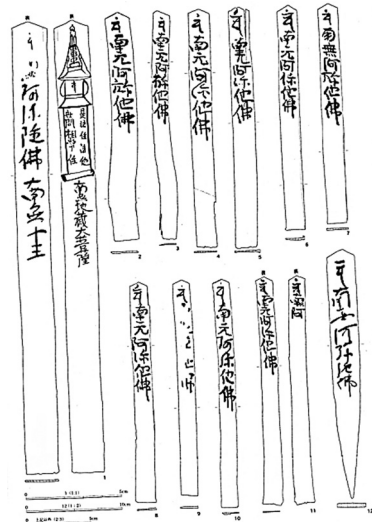


図5 出土木簡

②一の谷中世墳墓群遺跡 [山崎ほか 1993] (一部改変)

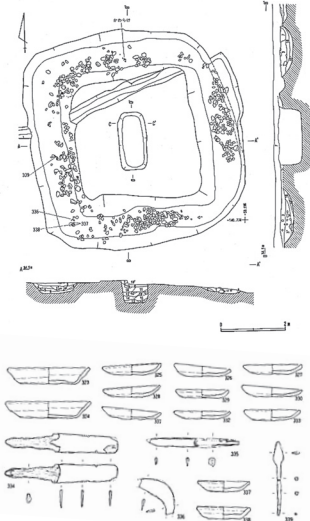


図6 344号墓及び出土遺物実測図

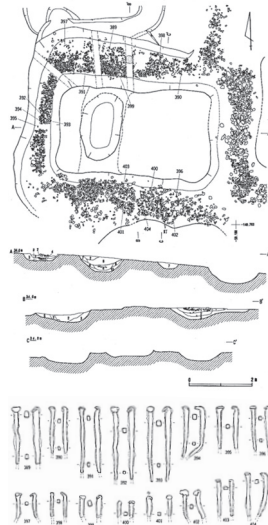


図7 412号墓及び出土遺物実測図

③平安京右京三条二坊2
[木下 1994] (一部改変)

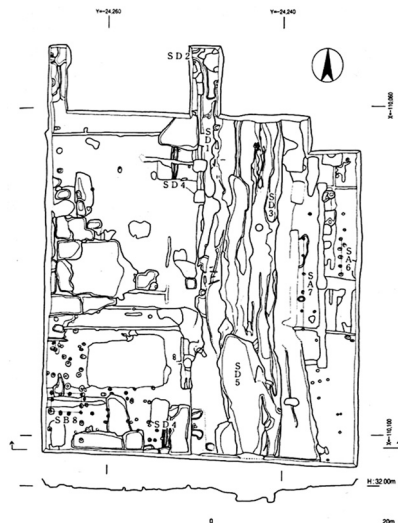


図8 遺構実測図

⑤佐田遺跡群小谷遺跡
[佐々木・松田 1984] (一部改変)

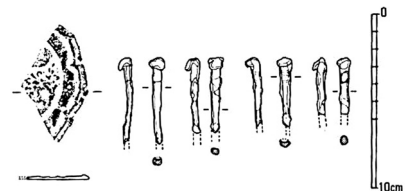


図9 墳墓2出土遺物

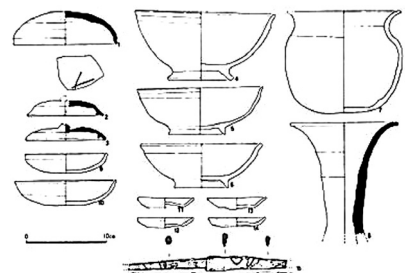


図10 平場C出土遺物

⑥大宰府条坊跡 (第224次調査) [柳・山村 2009] (一部改変)

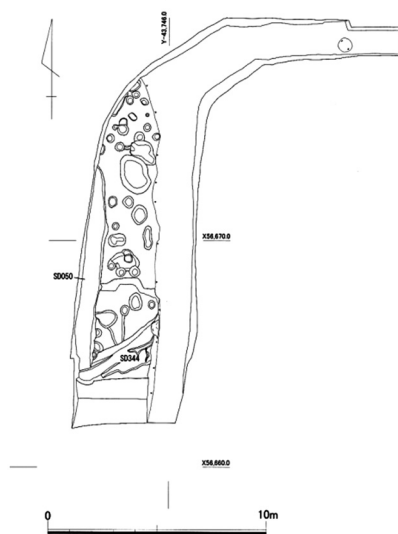


図11 3区3面全体遺構図

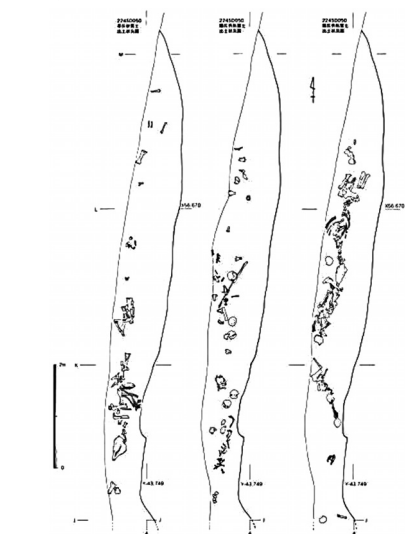


図12 人骨・獣骨出土状況

⑦篠振遺跡 [山本・狭川 1987] (一部改変)

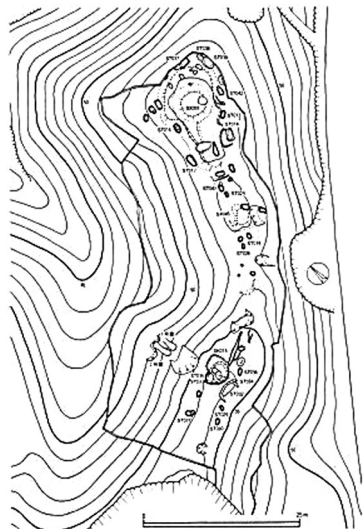


図 13 東調査区遺構配置図

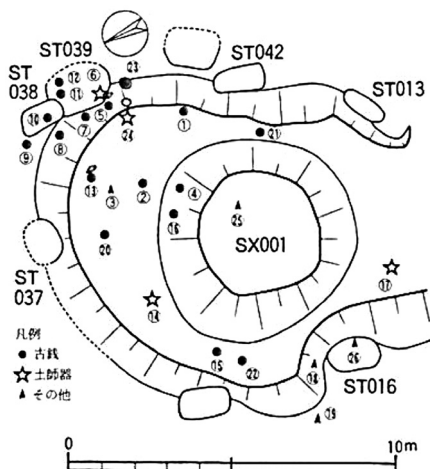


図 14 SX001 遺物出土地点位置

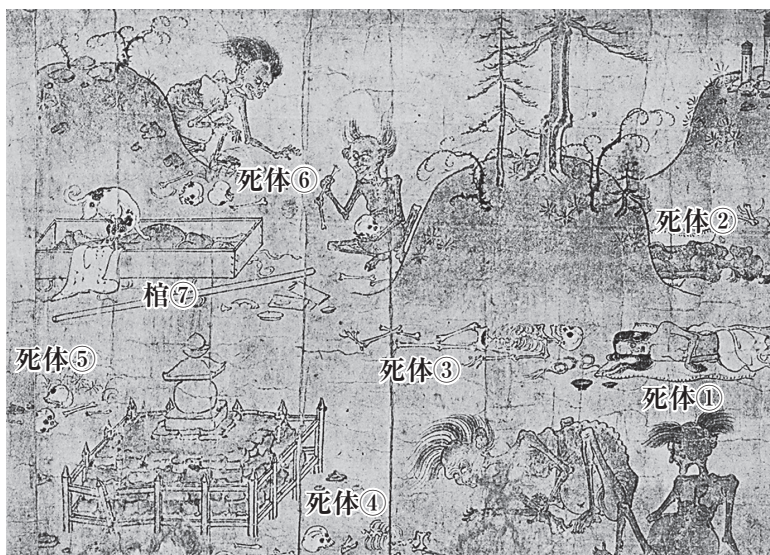


図 16 『餓鬼草紙』「疾行餓鬼」[家永編 1976] (数字は筆者加筆)

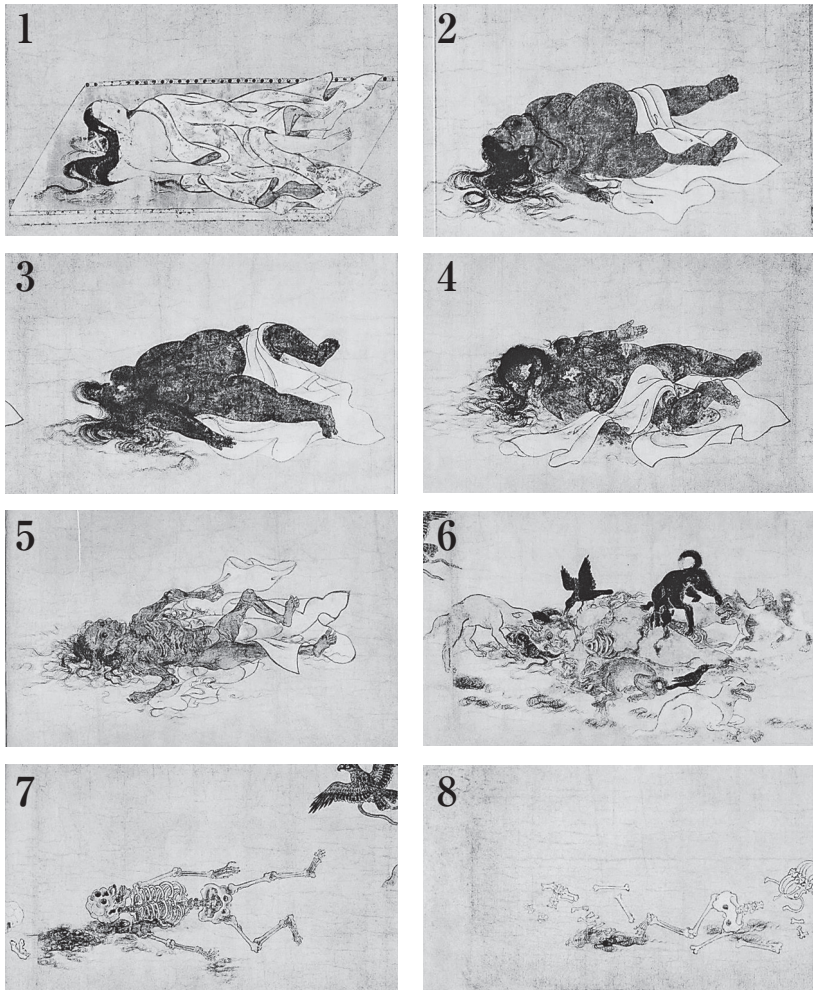


図 15 『九相詩絵巻』[小松編 1987] (一部改変、数字は筆者加筆)

1：新死相 2：肪張相 3：血塗相 4：肪乱相 5：青瘀相 6：噉食相 7：白骨連相
 8：骨散相
 (蘇東坡九相詩⁽¹¹⁾による分類)
 最後の相である古墳相は描かれていない。

注

- (1) 先行研究では「死体遺棄」や「遺棄葬」、または「風葬」と表記している場合が多いが、「遺棄」というといらぬもの、邪魔なものを所持者が主体的に捨てるという印象が拭えない。「風葬」というと死体を放置することをよしとする、積極的に放置をしている印象を受ける。しかし史料を見てみると、捨てられた死体もあれば、木簡によりしっかり供養されている死体もある。本当は葬ってやりたいが止むを得ない事情があり仕方がなく外へ持って行かれた死体もあれば、瀕死の人が外に追い出されしばらくさまよった挙句息絶えそのまま放置されるという死体もある。死体が放置されるまでもに様々なプロセスが存在したことがわかる。私はこれらをすべてまとめて「遺棄」「風葬」と表現することに違和感を覚えた。こうした点から「遺棄」「風葬」などの語は用いず、それらを含めて人が目にすることができる場所に死体が放置されることすべてを「死体放置」に統一することとした。
- (2) 「五体不具穢」とは、人間の体の一部が屋敷内に持ち込まれる、またそれに触れることによって生じる穢の一種である。中世京都では、この穢が犬や鳥による人間の体の一部の屋敷内への持ち込みによってよく発生していたことが史料からわかっている。勝田は、「五体不具穢」が頻繁に発生する、つまり人間の体の一部が動物により頻繁に持ち込まれるということは、動物が人間の死体を漁ったり食いちぎったりすることのできる環境＝「地表に放置された死体が多い状況」が都の中、また都の周囲に存在していたということであると考えた。そこから、「五体不具穢」の発生数が多ければその発生元である放置死体も多く、「五体不具穢」の発生数が少なければ放置死体も少ないと言うように、「五体不具穢」の発生数と死体放置の数の関係を示した。以上の考えを元に、中世史料にあらわれる「五体不具穢」の件数の検討から、死体放置が1220年を境に急減することを明らかにした〔勝田 2003：3-11〕。
- (3) 家を所有し親族がいる人間は、家族や従者により葬られる。一方、親族がいなくても家を所有する人間は、家の中に放置される。どちらの死も家と家族の中で完結するのである。逆を言えば家を所有しない人間は家で死ぬことができず、山野や河原に放置されることとなる。このように、死や葬送は家族と家の両面から検討する必要があると述べている〔西山 2004：47-52〕。
- (4) 『律令』の「喪葬令」皇都条に「凡皇都及道路側近、並不得葬埋」という規定がある〔山田 1996：5〕。
- (5) 鳥部野型葬地…大量な人口をかかえる京都ならではの、被葬者の範囲・階層が限定されない複合的葬地〔山田 1996：14〕。
- (6) タフォノミー…「動物の死後、土中に埋没した遺体が後世に研究資料として回収されるまでの過程を検討するもので、骨（化石）資料がどのような過程を経て形成されたかを検討する研究領域である。」〔鶴澤 2007：7〕

- (7) 日葬・地上葬…「いずれにせよ、野に置いてくる方法を含め、『遺棄』という言葉は、葬送名としてふさわしくない。遺体を骨にする方法として、土に埋めるのを土葬、火で燃やすのを火葬というのであれば、日の下に晒す日葬、あるいは地中に対して地上葬とも呼ぶべきであろうか。」[水澤 2007 : 53]
- (8) 「自然葬においては死者は山か海か河か湖に捨てられたと想定され、これを推定させる多くの民俗や遺跡や伝承がある。(略) 自然葬あるいは風葬、遺棄葬は『はふり』(放り)といわれたから、記紀・万葉は葬を『はふり』と読ませたのである。」[五来 1992 : 37]
- (9) 「カバネ」の思考…骨を永久に保存しようとする風習 [田中 1979 : 129]。
- (10) 「道路側溝でも交差点付近での出土が多いことが注目される。本調査でも交差点付近に集中して出土している。民俗事例をあたってみる必要があるが、律令の神祇令に規定された除疫を目的とする『道饗祭』は京師四方の路上であり、『三代実録』貞観7年5月13日条の『疫神祭』では祭祀の場が朱雀大路東西とともに『七条大路衢』が指定されており、古代の災除の祭祀における交通路としての交差点の重要性が認識される。(略) 大宰府条坊の場合も交差点付近に骨を廃棄している。交差点という場所は辻という、通常の道路とは異なる意識が働いている可能性が想定される。」[柳・山村 2007 : 37-38]
- (11) 蘇東坡九相詩…蘇東坡(1036-1101)が詠じた九相詩。禪僧侶を介して中世日本に広く広まった [小松 1987 : 110]。

参考文献

秋山光和

1976 「地獄草紙・餓鬼草紙・病草紙の繪畫」『地獄草紙 餓鬼草紙 病草紙』新修日本繪卷物全集 第7巻 家永三郎編 12-24頁 角川書店

阿部泰郎・山崎誠編

2004 『往生伝集』臨川書店

家永三郎編

1976 『地獄草紙 餓鬼草紙 病草紙』新修日本繪卷物全集第7巻 角川書店

井上光貞・大曾根章介

1974 『往生傳 法華驗記』岩波書店

鶴澤和宏

2007 「骨からみた遺棄葬—死体変化とタフォノミー—」『墓と葬送の中世』狭川真一編 3-24頁 高志書院

大島建彦

2001 「姥捨ての伝承」『日本文学文化』改巻1 2-18頁

勝田至

1987 「中世民衆の葬制と死穢——とくに死体遺棄について」『史林』70(3) 358-392 頁

2003 『死者たちの中世』吉川弘文館

2006 『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館

北原保雄・小川栄一編

1996 『延慶本平家物語』本文篇下 勉誠社

木下保明

1994 「平安京右京三条二坊2」『平成元年度 京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所編 56-58 頁 京都市埋蔵文化財研究所

久保田淳・山口明穂

1981 『明恵上人集』岩波書店

黑板勝美

1972 『類聚三代格 弘仁格抄』新訂増補國史 25 吉川弘文館

小泉弘・山田昭全ほか

1993 『宝物集 閑居友 比良山古人靈託』岩波書店

小松茂美

1977 「九相詩絵巻」『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』日本絵巻大成7 小松茂美編 110 頁 中央公論社

1977 「〔第4段〕疾行餓鬼」『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』日本絵巻大成7 小松茂美編 8-9 頁 中央公論社

1987 「六道を描く絵巻—輪廻のすがた」『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』日本の絵巻7 小松茂美編 122-142 頁 中央公論社

五来重

1992 『葬と供養』東方出版

佐竹昭広ほか編

1999 『今昔物語集』1・2・3・4 岩波書店

佐伯有義編

1940 『續日本後紀』増補六国史巻7 朝日新聞社

狭川真一

2007 「絵画からみた遺棄葬と中世墓」『墓と葬送の中世』狭川真一編 73-86 頁 高志書院

佐藤米司

1971 『葬送儀礼の民俗』岩崎美術社

末松宗賢

1983 「文保記一卷」『新校群書類従解題集』名著普及会研究開発部編 750 頁 名著普及会

増補史料大成刊行会

1965 『吉記』 1 臨川書店

統群書類従完成会

1961 『實隆公記』 卷四下 統群書類従完成会 太平洋社

高橋貞一

1988 『訓読玉葉』 第1巻 高科書店

1990 『訓読玉葉』 第8巻 高科書店

高橋昌明

1994 「中世人の実像」『中世の光景』朝日新聞社学芸部 21-38頁 朝日新聞社

竹内理三編

1979 『鎌倉遺文』 古文書編第17巻 東京堂出版 12983号

田中久夫

1979 「死体遺棄の風習—両墓制成立の問題—」『葬送墓制研究集成 第一巻 葬法』土井卓治・佐藤米司編 128-150頁 名著出版

1961 『明恵』 吉川弘文館

圭室諦成

1963 『葬式仏教』 大法輪閣

筒井功

2010 『葬儀の民俗学 古代人の靈魂信仰』河出書房新社

土井卓治

1958 「人を捨てるはなし—葬送について—」『民俗』 2-3-8 4-12頁

東京大学史料編纂所編

1959 『小右記』 1 岩波書店

1986 『小右記』 9 岩波書店

中井和夫

1977 「稗田遺跡」『奈良県遺跡調査概報 1976年度』 67-83頁 奈良県立橿原考古学研究所

西山良平

2004 『都市平安京』 京都大学学術出版会

塙保己一編

1960 『群書類従』 29 統群書類従完成会

平尾政幸

1995 「平安京左京六条一坊」『平成3年度 京都市埋蔵文化財調査概要』 京都市埋蔵文化財研究所編 29-31頁 京都市埋蔵文化財研究所

古谷稔

- 1977 「餓鬼・地獄・病草紙の詞書の書風」『餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』日本絵
巻大成7 小松茂美編 153-164 頁 中央公論社
- 堀一郎
1953 「萬葉集にあらはれた葬制と他界観、靈魂観について」『萬葉集大成8 民俗篇』 澤瀉久孝
他編 29-58 頁 平凡社
- 本間克成ほか
2003 『浦廻遺跡』新潟県教育委員会
- 前嶋敏
2007 「文献史料から見た遺棄葬」『墓と葬送の中世』狭川真一編 55-72 頁 高志書院
- 松田真一・佐々木好直ほか
1984 「高取町佐田遺跡群」『奈良県遺跡調査概報1983年度(第2分冊)』 531-550 頁奈良県立
橿原考古学研究所
- 三木紀人
1970 『方丈記 発心集』新潮日本古典集成5 新潮社
- 水澤幸一
2007 「浦廻遺跡にみる地表葬」『墓と葬送の中世』狭川真一編 41-54 頁 高志書院
- 宮本常一
1976 「餓鬼・病・異疾・地獄草紙に見える風俗」『地獄草紙 餓鬼草紙 病草紙』新修日本絵巻物
全集第7巻 家永三郎編 55-60 頁 角川書店
- 森浩一
1970 「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」『古代学研究』57 19-32 頁
- 柳田國男
1963 「葬送の沿革について」『定本 柳田國男全集第十五巻』499-520 頁 筑摩書房 (1929『人
類学雑誌』44-6 初出)
- 柳智子・山村信榮
2007 「大宰府条坊出土の放置人骨」『墓と葬送の中世』狭川真一編 25-40 頁 高志書院
2009 「第224次調査」『大宰府条坊跡40』74-220 頁 太宰府市教育委員会
- 山崎克巳ほか
1993 「一の谷中世墳墓群遺跡」磐田市教育委員会
- 山田邦和
1996 「京都の都市空間と墓地」『日本史研究』409 3-25 頁
- 山辺習学
1981 『地獄の話』講談社
- 山本聡美

- 2013 「餓鬼草紙」『地獄絵を旅する 残酷・餓鬼・病・死体』畑中章宏ほか編 68-73頁 平凡社
山本信夫・狭川真一
- 1987 『篠振遺跡』大宰府市教育委員会
渡邊綱也
- 1966 『沙石集』日本古典文學大系 85 岩波書店

